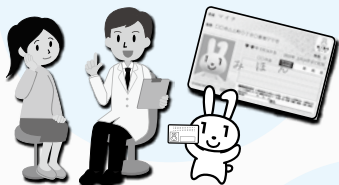




## どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても  
健康保険証として  
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
今までに使った正確な薬の  
情報が医師等と共有できる！



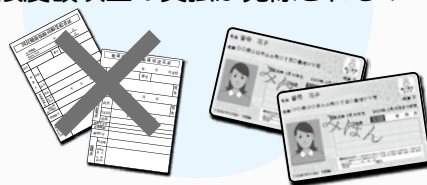
マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費情報が  
見られる！



マイナポータルを通じた  
医療費情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。  
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## いつから使えるの？

### 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！

### 2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

### 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

### 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーカードの  
申請はお早めに！



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

## 健康保険証利用申込みのお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～18時30分

# マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります

令和3年3月（予定）より健康保険証としての利用が開始されます。医療機関・薬局などにおいて順次利用ができるようになり、令和5年3月頃までには概ね全ての医療機関で利用ができるようになる予定です。

なお、健康保険証として利用するためには、マイナポータル※にて利用申込みをする必要があります。

※子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイトです。



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



### 利用申込みはカンタン!

今すぐ申込可能

#### まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはPC+ICカードリーダー）
- ③ 「マイナポータル AP」のインストール



#### STEP1

● ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。

※「マイナポータル AP」は閉じてください。

#### STEP2

● 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

#### STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。

※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

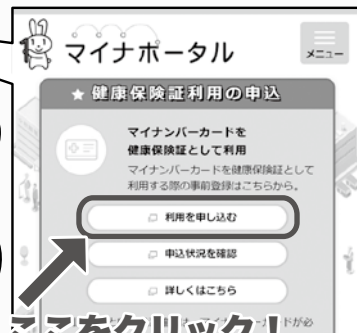
#### STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。

数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

スマホからの  
アクセスは  
こちら!



マイナンバー PR キャラクター  
マイナちゃん